

令和元年11月13日

一般社団法人広島県資源循環協会 代表理事 様

広島県環境県民局産業廃棄物対策課長
(〒730-8511広島市中区基町10-52)

「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」の改訂及びポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準等について（通知）

県行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長から、次のとおり通知がありました。

今般、「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」の改訂（別紙1）により、新たに、ポリ塩化ビフェニル汚染物への該当性を確認するための分析方法が追記され、低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準のうち分析方法について、環境省通知（別紙2）のとおり改められました。

また、あわせて、ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について、環境省通知（別紙3）のとおり、塗膜の方法等に応じた適切な試料採取方法が示されました。

については、貴会員に周知いただくようお願いいたします。

○ 環境省通知

- (1) 「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」の改訂について（令和元年10月11日付け環循規発第1910113号、環循施発第1910112号）（別紙1）
- (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について（令和元年10月11日付け環循規発第1910112号、環循施発第1910111号）（別紙2）
- (3) ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について（令和元年10月11日付け環循規発第1910114号、環循施発第1910113号）（別紙3）

担当 適正処理グループ
直通 082-513-2963
(担当者 小西)